

大泉町の学童保育について

1. 設置の目的

町内に居住する小学校1年生から6年生までの児童で、両親又はこれにかわる者が、就労及びその他の事情により家庭が常時留守となっている児童を、健康の増進、情操の豊かさなど、児童の福祉向上を目的として、児童館の機能の中で健全な遊びをとoshi、集団的・個別的に指導する。

2. 運営状況

児童館の指定管理者として社会福祉法人三吉を指定し、学童保育についても実施している。

3. 学童保育の設置状況

名 称	所 在 地
大泉町北児童館	第1学童棟 大泉町中央三丁目5番23号
	第2学童棟 大泉町城之内一丁目21番1号（北小学校地内）
大泉町西児童館	第1学童棟 大泉町坂田四丁目23番1号
	第2学童棟 大泉町大字古氷106番地1（西小学校地内）
大泉町南児童館	第1学童棟 大泉町仙石二丁目10番10号
	第2学童棟
大泉町東児童館	第1学童棟 大泉町朝日三丁目6番1号
	第2学童棟

4. 学童保育の実施時間

- (1) 小学校の授業のある日 児童の下校時から午後6時まで
- (2) 小学校の授業のない日 午前8時30分から午後6時まで
- (3) 小学校の夏期休業期間 午前8時から午後6時まで

5. 学童保育の休館日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで

6. 学童保育の利用資格等

学童保育を受けることができる者は、町内に住所を有する小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により当該児童を保育することができないと認められる者。

7. 学童保育の使用料

区分	使用料（月額）
通常月	第1子目 3,000円
	同一世帯における第2子目 1,500円
	同一世帯における第3子目以降 無料
長期休業月 （8月）	第1子目 6,000円
	同一世帯における第2子目 3,000円
	同一世帯における第3子目以降 無料

*学童保育の利用の開始日がその月の16日以後の場合又は
利用の終了日がその月の15日以前の場合における当該月の使用料は、
この表に定める額の2分の1の額とする。

8. 学童保育の登録状況

平成28年12月1日現在

区分 館名	男 性		女 性		合 計	
	学童数	外国籍	学童数	外国籍	学童数	外国籍
北児童館	45	6	52	5	97	11
西児童館	77	25	67	18	144	43
南児童館	81	12	101	9	182	21
東児童館	48	2	53	2	101	4
合 計	251	45	273	34	524	79

*外国籍児童は、内数

9. 学童保育における学習支援（レッスンサポート）について

放課後に学童保育を利用している子どもたちが、宿題や自主学習を行っている
中で、解らない箇所を解決し、学ぶ楽しさを味わえるよう実施している。

（平成28年12月現在）

名称		実施日	平成28年度 利用学年	講師体制
北児童館	第1学童棟	月・火・金 曜日	1・2年	1名
	第2学童棟		3・4・5・6年	
西児童館	第1学童棟	火・水・木 曜日	2年	1名
	館内学習室		3年	
	第2学童棟		4年	1名
			第2学童棟	
南児童館	第1学童棟	月・木曜日	1・2年	3名 (1日1名ずつ 交替勤務)
		水曜日		
	第2学童棟	月・木曜日	3・4・5・6年	
		水曜日		
東児童館	第1学童棟	月・水・金 曜日	1年	2名 (1日1名ずつ 交替勤務)
			2年	
			3年	
	第2学童棟		4・5・6年	

※講師については、いずれも教員免許所持者である。